

障害のある学生支援の流れ(学生用)

相談

・障害により修学上不安がある場合、支援を必要とする場合は、学生支援センター又は保健室に相談してください。＜入学予定者についても同様＞

※入学予定者は入学試験合格後、早めにご相談ください。

面談

・学生本人（場合によっては保護者の方も同席）、教員、学生支援センター及び保健室や関係部署の職員等で面談を行い、必要な支援について話し合います。 ※医師の診断書又は意見書等の提出が必要となります。

書類提出

・支援の方向性について、合意すれば「障害のある学生支援等希望調査票」を作成し提出してもらいます。

検討

・支援体制や支援内容について、障害者支援委員会で協議及び検討を行います。

決定 内容確認

・障害者支援委員会で具体的な支援体制や支援内容について、決定します。
・学生及び大学がお互いに支援内容を確認し、合意すれば、支援内容の決定通知をいたします。

実施

・合意した支援内容等に基づき、支援を実施します。

見直し

・学生と学期末やその他必要に応じて面談を実施し、支援が過不足なく提供されているか検証を行い、支援体制や支援内容を必要に応じて見直します。